

岩手県職員表彰実施要綱（昭和37年岩手県告示第726号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1 この要綱は、岩手県表彰規程（昭和26年岩手県告示第115号）第6条の規定に基づき、公務に関し著しい功勞のあった職員の表彰の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(永年勤続者表彰対象職員)</p> <p>第3 第2第1号に該当するものとして表彰の対象とする職員は、毎年8月31日現在において、次の各号のいずれかに掲げる職員として在職している者で在職期間が引き続き25年以上であり、かつ、その勤務成績が優良であるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員は表彰の対象としない。</p> <p>(1) 第2第1号又は岩手県教育委員会表彰規程（昭和29年岩手県教育委員会告示第7号）第2条第2号に該当するものとして既に表彰された者</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(事績顕著者表彰対象職員)</p> <p>第5 第2第2号に該当するものとして表彰の対象とする職員は、毎年8月31日現在において、第3第1項第1号から第4号までに掲げる職員として在職している者で、次の各号のいずれかに該当し、他の職員の模範とするに足るものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>	<p>(目的)</p> <p>第1 この要綱は、岩手県表彰規程（昭和26年岩手県告示第115号）第6条の規定に基づき、公務に関し著しい功勞のあった職員<u>（県が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第6条第3項に規定する設立団体（以下「設立団体」という。）である同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。第4第3号から第5号までを除き、以下同じ。）</u>の表彰の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(永年勤続者表彰対象職員)</p> <p>第3 第2第1号に該当するものとして表彰の対象とする職員は、毎年8月31日現在において、次の各号のいずれかに掲げる職員として在職している者で在職期間が引き続き25年以上であり、かつ、その勤務成績が優良であるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 県が設立団体である特定地方独立行政法人の常勤の一般職の職員</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員は表彰の対象としない。</p> <p>(1) 第2第1号又は岩手県教育委員会表彰規程（昭和29年岩手県教育委員会告示第7号）第2条第2号に該当するものとして既に表彰された者<u>（これらに相当する者として別に定めるものを含む。）</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(事績顕著者表彰対象職員)</p> <p>第5 第2第2号に該当するものとして表彰の対象とする職員は、毎年8月31日現在において、第3第1項第1号から第4号まで<u>及び第6号</u>に掲げる職員として在職している者で、次の各号のいずれかに該当し、他の職員の模範とするに足るものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	